

平成29年第8回宮古島市農業委員会総会議事日程

- 1) 会議の日時 平成29年8月18日 金曜日 14時00分
会議の場所 上野庁舎 1階大会議室
- 2) 出席状況 委員数 28名
- 3) 議決の事項
日程第1 議事録署名員の指名について
14番 奥 浜 健 15番 砂 川 栄 徳

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 非農地証明交付申請の承認について

平成29年第8回宮古島市農業委員会総会 会議録

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇 盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○				
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		×
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧 健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

1. 開催日時 平成29年8月18日 金曜日 14時00分から16時37分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (28人) 委員数 (29人)

4. 欠席委員 (1人)

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

14番委員 奥浜 健 15番委員 砂川 栄徳

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明 次長 上地 寿男 農政係長 下地 一史

農地係長 川満 邦弘 主任主事 伊良部 哉 主任主事 上原 みち子

開 会 14時00分
閉 会 16時37分

7. 会議の概要

平成29年8月18日

開会：14:00

議長 ただ今から、平成29年第8回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は28名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日1名の欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、14番奥浜健委員、15番砂川栄徳委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部哉氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思っておりますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は16件でございます。
まず、受付番号1番から16番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から16番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から16番までは、議案書12ページから27ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、伊良部大橋から長山港向け進むと、伊良部高校へ行く三叉路があり、その三叉路を右折伊良部高校方面へ進むと、通称竹中十字路を展望台方面へ右折、200メートル進むとV字型の三叉路（未舗装道路側へ）を右折、最初の三叉路を右折、100メートル進むと二つ目の三叉路を右折したところに位置します。現場確認の際は、葉たばこ収穫後でマルチの片付けがされていましたが、耕運はまだされていませんでした。申請人は、さとうきび栽培をしており規模拡大を図る予定です。

4番委員 受付番号2番から4番について、現地調査の結果を報告いたします。

2番の申請地（西里マンカ原676）は、TUTAYAの隣ファミリーマート裏側に位置します。先々月までは樹木等が多く原野化しており遊休農地になっていましたが、現在は重機等で伐開し整地されています。（西里西屋原1059-1）は、狩俣採石南側に位置します。現在は耕起され夏植えの準備がされておりました。申請人はこれから農業を始めますが、お店を営んでいますので、この畑の自家栽培の野菜等を食材に使い、経費を抑えつつ頑張りたいとのこと。

3番・4番の申請地は、沖縄製糖工場東側に位置し、現在宮星牧場が乳牛を飼養しています。こちらは競売物件で、今回申請人が落札しました。現況が「宅地」になっていますが、大規模な牛舎設備が整っている敷地です。申請人は、さとうきび栽培生産法人を立ち上げましたが、これを機会に宮古島の畜産のために畜産業も営んでいきたいとのことです。

- 10番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、新城集落内一番端側の北西に位置します。申請人は16年前にIターンで宮古島に移住し、さとうきびやオクラを栽培しています。
- 11番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、JA上野給油所から宮国集落向け50メートル先右折、入江集落向け進むと手前中間にガーラバル集落があります。5筆ともこの集落周辺に位置します。(上野ナガヤマ97-1、97-13)の2筆は野菜畑として使用しています。(上野ナガヤマ110-4、114-13、109-2)の3筆は、葉たばこ栽培をしていました。現在収穫後に耕起され更地になっています。
- 12番委員 受付番号7番から9番について、現地調査の結果を報告いたします。
7番の申請地は、JA城辺支店西側に位置します。住宅内一角の畑になり、確認したところ露地栽培で野菜等がありました。

8番の申請地は、新城海岸入口から西向け300メートルに位置します。確認の際は牧草地でしたが、現在は大型トラクターですきこんで、さとうきび植え付けの準備がされていました。

9番の申請地は、下地洲鎌にある長浜商店近くに位置します。面積は小さいですが、前回購入した畑に入り込んでいるとのことで今回申請されています。
- 16番委員 受付番号10番から14番について、現地調査の結果を報告いたします。
10番の申請地は、下地線のヤマダ電機から松ヶ原ゴルフ場向け中間点に資材置き場ヤードがあり、その裏手に位置します。土地改良済みで、確認の際農作物は一切ありませんでした。申請人は定年退職し、これから本格的に農業をするために規模拡大を図る予定です。

11番・12番の申請地は、伊良部大橋入口西側近くに位置します。申請人所有の(久貝スキラ616)が袋地になっているので、今回を機に手前にある(久貝スキラ602-2、603-3)から道路を作りたいとのことです。

13番の申請地は、松原から松ヶ原ゴルフ場向け手前右側にある御嶽近くに位置します。以前はカボチャが植え付けられていましたが、耕運されて整地されています。申請人個人名義の農地ですが、今回生産法人名義にしたいとのことです。

14番の申請地は、沖縄製糖工場北側2キロメートルに位置します。天井の高いビニールハウスがあり、ニガウリの収穫後でした。申請人の妻名義の農地ですが、こちらも生産法人名義にしたいとのことです。
- 18番委員 受付番号15番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、西原公民館から200メートル北向けに進むと宮古島マンゴー園があります。そこからさらに100メートル進み右折、東側右奥に位置します。土地改良はされておらず、やや袋地状態になっています。さとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。
- 21番委員 受付番号16番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、西辺中学校から右へ1キロメートル進み五叉路になっていますので、左折し200メートル進むと右側に位置します。現在さとうきび植え付けの準備がされていました。申請人

の所有地と隣接しているので有効活用できるとのことです。周辺はさとうきび畑が広がっていました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

8番委員 受付番号13番について、お願いします。
申請人個人所有名義から、申請人の法人会社に有償移転とのことですが、どういうメリットがありますか。法人会社の支出等の関係のメリットですか。

事務局 申請人の娘婿を法人会社の役員として組織を立ち上げました。申請人個人としては、3条申請なので土地を手放すことにより個人としては税金が発生し報告義務はありますが、個人名義での所有より、法人会社の所有に書き換えることにより、3年間法人税の税制の優遇が受けられるとのメリットがあります。法人会社としての今後を見通しての申請とのことです。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から16番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は3件でございます。
まず、受付番号17番から19番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号17番から19番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号17番から19番までは、議案書28ページから30ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号17番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古島市消防本部の南側真向かいに位置します。申請人は、以前からこの周辺を借りてさとうきびを栽培しています。今回の申請地を確認した際は、木が生い茂っていましたが、現在は伐採し整地されています。さとうきび植え付け予定です。

6番委員 受付番号18番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、千代田ゴルフ場前の県道を東南へ約200メートル左側に位置します。現在は葉たばこ収穫後でした。畜産経営ですので草地として活用する予定です。

17番委員 受付番号19番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部製糖工場正門から北東向け約1キロメートル進むと左側に倉庫があります。

その倉庫に隣接しています。現在耕運されており、さとうきび植え付けの準備がされていきました。農業経営開始と記載されていますが、以前からさとうきび栽培をされており、この申請地も以前から使用していました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号17番から19番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は6件でございます。
まず、受付番号20番から25番までの説明をいたします。
【議案第1号、受付番号20番から25番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号20番から25番までは、議案書31ページから36ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号20番から25番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は6件でございます。
まず、受付番号1番から6番までの説明をいたします。
【議案第2号、受付番号1番から6番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4 番委員 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在（1652、1652-6）は、旧宮原小学校前を平良向け 300メートル先右側に位置します。現在牧草地として使用しています。（1571-2）は上記農地から北側 700メートルに位置します。現在は、さとうきびが植え付けされていましたが、申請人は畜産業経営をしていますので、今後は採草地として利用するとのことです。

6 番委員 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在（イシカワ 760-1、760-2、761-1、761-7）は、下地中学校から県道を東側向け 500メートルに位置します。さとうきび夏植えの準備がされていました。（オホナ 3-2、3-3、5-1）は、嘉手苧公民館から西方面約 400メートル、川満墓地団地近くに位置します。現在収穫予定の夏植えさとうきびが栽培されています。申請人は、長年自動車整備工場を運営してきましたが、今後は農業経営に専念したいとのことです。

11 番委員 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、野原集落南側に位置します。現在、今期収穫予定のさとうきびが植え付けられていました。申請人は、農業経営の規模拡大とのことです。

14 番委員 受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、砂川中学校から北側へ約 800メートルに位置します。申請人は、さとうきび栽培をする予定です。

17 番委員 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、県道 240号線佐和田集落より佐良浜向け進み左側にファームポンドがあり、そこから北方面へ進むと松林があります。申請地は、その松林に隣接しています。現在はさとうきびの株だしがあり今期収穫予定です。申請人は、夫婦で農業経営しています。

25 番委員 受付番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、JA 下地支店より前浜向け 400メートル左側に亜熱帯工房宮古島があり、左折し二つ目角左折 2 筆目に位置します。5～6年前からグループでカボチャ、ゴーヤーの栽培・販売を手がけていましたが、今回生産法人として栽培や販売をしていきたいとのことです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことです。採決いたします。議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことです。日程第 3 議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第 4 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は 8 件でございます。
まず、受付番号 1 番から 8 番までの朗読説明をいたします。
【議案第 3 号、受付番号 1 番から 8 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、通称城辺線にある「ラーメンていだ」から宮原向け2キロメートル左側に位置します。申請人は、父親の宮古島産パイン栽培の手伝いをしていましたが、今回所有権移転をし、自分名義の畑で自立した農業経営を始めたいとのことです。

5番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、更竹病院から城辺方面へ1.3キロメートル進むと西中入口に五叉路があり、その五叉路を北方面へ100メートル進むと牛舎があります。その牛舎の向かい側に位置します。側に御嶽があり、なかなか買い手が見つからないとのことで申請人に相談したところ、申請人が購入するとのことで今回の申請となりました。「キビ作」とありますが、エスニック関係の野菜作りとのことです。

9番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、下地から平良向け、松ヶ原ゴルフ場手前の三叉路を久松集落向け10メートル入り左折、未舗装道路を500メートル進むと三叉路があり、その両脇に沈渣地があり左側の大きな沈渣地側に位置します。前期収穫後のさとうきびの株だしがあります。申請人はさとうきびと果樹栽培をしています。今回は、さとうきびの規模拡大とのことです。

14番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、宮古製糖工場から浦底海岸向け700メートル道路沿いに位置します。旧城辺町時代に、土地改良、畑かん工事等済んでいる農地です。申請人は、さとうきび栽培をするとのことです。

15番委員 受付番号5番と6番について、現地調査の結果を報告いたします。
5番の農地の所在は、宮国集落から新里集落に向かう中間に大嶺ソバルという20戸程の集落手前150メートルを右折し、100メートル先に位置しています。ほ場整備、畑かん整備済み、2筆を1区画として使用しさとうきびの夏植え準備のため整地されています。申請人は長年さとうきびで生計を立てており、現在も280a程の農地で本人及び親族で共同作業をしています。農業機械も一式揃っております。

6番の農地の所在は、受付番号5番の農地と隣接しています。葉たばこ収穫後で整地されました。申請人は、農業を始めた頃から、家族や作業員を雇い葉たばこ作で農業を営んでいます。農業機械一式揃っています。

20番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、旧宮原小学校を北方面2キロメートル進むと、通称一周線に突き当たります。その一周線を福山集落向け左折、北増畑墓地団地南側100メートルに位置します。今期収穫予定のさとうきびの夏植えと、春植えが作付けされています。申請地を含む周辺一帯はほ場整備されておらず、原野、畑が混在しています。申請人本人の所有する農機具はありませんが、親所有の農機具があるのでそれを使用するとのことです。

29番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、市営入江団地から西側約300メートルに位置します。基盤整備はされていません。現在は、落花生が植え付けされており、収穫後はさとうきび植え付けの予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休憩 15:02

再開 15:14

議長 再開します。

議長 次に、日程第5議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は2件でございます。

まず、受付番号1番から2番までの説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

15番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成29年8月9日に行いました。調査員は17番玉元正助委員、15番私、砂川栄徳と芳山会長代理、宮古農林水産振興センターより宜保裕主任、事務局から、上地寿男次長、上原みち子主任主事の6人で行いました。

始めに10時から10時10分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条2件、5条17件、非農地証明3件、計22件の現地調査を10時20分から16時40分まで行い、16時50分から17時まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。それでは、4条申請、5条申請、非農地証明願の順に説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は県営平良北団地近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は鏡原地区の地盛集落に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。
農地の区分、宅地、原野等に囲まれた10ha未満の連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第5議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第6議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」
を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は17件でございます。
まず、受付番号1番から17番までの説明をいたします。
【議案第5号、受付番号1番から17番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法
施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

【補足説明】

事務局 受付番号17番について、参考資料102ページの航空写真地図について、転用する申請地は
赤線青線で囲っている2筆です。それに隣接している(801-1原野)を主とし、畑として足り
ない分を転用申請することとなります。この案件は無断転用の案件です。隣接している原野が
なければ原状回復の指導対象となりますが、(801-1原野)を主体として開発することで、総面
積が4,989㎡の開発面積となります。転用面積が1,614㎡(1/3以内)、原野における面積が3,375
㎡(2/3以上)で、畑における面積が1/3以内ということで、一団の農地の例外規定に該当す
るとのことで顛末書添付の追認案件となっております。

以上、受付番号1番から17番は、参考資料の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各
号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で、議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番・2番の現地調査結果な
らびに説明をお願いいたします。

15番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はバイパス通りにあるJA給油所の近くに位置し、農地の広がりなし、宅

地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番・2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

15番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は城辺地区の新城集落に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。
農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料16ページに「平成29年2月10日、新城205番から分筆」と記載されています。
朗読説明の中で計画変更があるということでしたが、過去に西辺の農地を分筆しましたが、1
種農地として申請できなかった事例があります。その関連の説明をお願いします。

事務局 航空写真を確認しても、10ha以上の一団の農地ではありますが、集落接続の条件が「宅地に
接続する」となっており、申請地に隣接している（新城204番地）が宅地であるため、事前
審査で「集落接続で十分可能」とのことで条件を満たしています。許可条件をクリアしている
ため農振除外の手続きを経た後、今回の申請となりました。この申請が、昨年春頃であれば認
められていませんでした。沖縄県に確認をしたところ、昨年、運用手引きを緩和したとのこと
です。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろし
いですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番・5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

15番委員 受付番号4番・5番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は旧宮古病院の東側300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の
広がりなし。農地の区分、用途地域に指定された第1種低層住居専用区域内の第3種農地と判
断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番・5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

15番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は旧宮古病院近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第1種低層住居専用区域内の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

15番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良地区の添道集落に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

15番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は下地地区の川湍集落に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

【補足説明】

事務局 参考資料44ページに、「条件付所有権移転仮登記（仲宗根）」と記載されており、譲渡人と名前が異なりますが、譲渡人から譲受人へ売買するには、仲宗根氏より仮登記を抹消するか、仲宗根氏がこの売買について同意するという案件です。今回は仲宗根氏が同意書を添付しての売

買です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

15番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はいけむら小児科医院の近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第1種低層住居専用区域内の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料48ページについて確認です。中間あたりに記載されている転用の目的は、「一般住宅」ではなく「その他」に該当すると思いがいかですか。また、49ページを確認すると当地は平成28年2月2日に所有権移転されています。その後、平成29年2月17日に分筆されており計画変更ということですが、地目は「畑」とあります。どういう計画変更があったのか説明をお願いします。

事務局 参考資料52ページに航空写真があります。当初は(987-1)から(978-8)まで、譲渡人が個人経営のアパートを建築する予定でしたが、途中で断念し今回の申請人へ譲渡しました。(979-6、979-8)は個人に譲りアパートとコインランドリーを建築予定ですが、今回は書類不備ということで申請されていません。この案件に関連した譲渡人、個人2人等を含めての大幅な事業計画見直しとなっています。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は上野地区の宮国集落にあるホテルブリーズベイマリーナに隣接しており、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。(既存施設の1/2以内拡張)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料54ページについてお聞きします。契約期間が5年更新、借地料年間23万円と記載されています。施設を伴い建築物もありますが、返還の際はどのようなふうになりますか。説明をお願いします。

事務局 申請人に確認し、来月の総会で報告します。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は島の駅南側300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた10ha未満の連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は沖縄製糖宮古工場とファミリーマート下地店との間に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、街区の面積に占める宅地の面積の割合が4割を超える第3種農地（4割街区）と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は下地地区の洲鎌集落に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。
農地の区分、街区の面積に占める宅地の面積の割合が4割を超える第3種農地（4割街区）と
判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろ
しいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号14番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は市立佐良浜小学校近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。
農地の区分、宅地等に囲まれた10ha未満の連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料78ページについてお聞きします。土地造成所要面積が(1453)とありますが、単位
は「㎡」ですか。また、当初は51㎡ですが、(1453)の根拠と値の説明をお願いします。

事務局 転用計画の中で(1453)というのは、既存の施設、前回申請した建物の面積を含んだ面積が記
載されます。前回許可されたのが(1402㎡)で今回の申請で新たに(51㎡)を加えた面積が
転用事業計画変更面積になります。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろ
しいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号15番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松漁港近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の
区分、宅地等に囲まれた10ha未満の連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号16番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部大橋の伊良部側交差点近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料94ページから95ページの顛末書、覚書についてお聞きします。伊良部大橋工事のための資材ヤードとして一時転用が承諾されていますが、土地返還の際に「土地の復元：乙は第3条工事完了後は速やかに土地を元の状態に復元し、甲に返還するものとする。ただし、契約完了時の現状のままの返還を乙が申し出て、甲がこれを承諾したときはこの限りではない」とあります。今までも、沖縄県が認めない案件が何件も保留状態になっています。そういう中で、この土地は6,000㎡もある大きな土地ですので、本来は復元して農地として使用してほしいのが希望です。「一時転用しました。顛末書を添付します。沖縄県は覚書を添付します」。これから先も、こういう申請を承諾してしまうと個人間で話し合いをし、復元せずにこの申請と同じことが増していくのではと思います。

事務局 この後に現況証明書、非農地証明を申請したい旨、相談がありました。一時転用しているので、いずれも申請できないので保留状態になった経緯があります。

2番委員 仮に、一時転用し現場事務所を設置します。覚書を業者と地主が交わすと、次回からは顛末書を添付して住宅建築もできるということになります。そういうことが出てきたら、農業委員はどう対応すればいいですか。今後このような事案が出てくる可能性もありますので、整合性を図っていかなければならないと考えます。

事務局 民間が行う場合、宮古島市が行う場合、いずれも必ず復元させます。今回の場合は、沖縄県がお互い相談の上で原状回復をしなくてもよいという判断でしたが、農業委員会や宮古島市の場合は必ず復元させて農地に戻した後、4条申請や5条申請をするよう進めていきたいと考えています。沖縄県の意向も聞きながら来月の総会で回答したいと思います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号17番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松地区の松原集落近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地（隣接する土地と一体とし

て同一の事業の目的に供するもので、面積が 1/3 以内) と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 17 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第 6 議案第 5 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第 7 議案第 6 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は 3 件でございます。
まず、受付番号 1 番から 3 番までの説明をいたします。

【議案第 6 号、受付番号 1 番から 3 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号 1 番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

17 番委員 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、池間一周道路沿いのイキヅビーチ近くに位置し、一帯は申請地を含む原野化が進んでいて、ほ場には 2メートル以上の雑木等が生い茂り、農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。(B分類)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 1 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17 番委員 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、自衛隊野原駐屯地の近くに位置し、ほ場は岩盤むき出しで農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

いですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺線の先嶋建設鉦山の近くに位置し、ほ場には2メートル以上の雑木等や岩盤むき出しの状況で、農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。(B分類)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手でお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

2番委員 今回、農業委員に関する法律改正等があり、それに伴う条例の改正等もあったようですが、条例改正された場合は、農業委員に情報提供していただければと思います。

事務局 条例はできあがっています。公表は来月の総会にする予定です。

2番委員 去った10日の農地パトロール、お疲れ様でした。日程の中で、違反転用の事例も拝見させていただきました。現在の農業委員は10月15日を以て任期満了を迎えます。この件に関しましては、当初より悪質になったものもあります。事務局の説明を受け現場確認をしておりますので、新農業委員に引き継ぐのではなく責任を持って現農業委員で解決したいと思います。

事務局 今回の違反転用に関しては、本人とその兄に対し違反事案報告書を2度送付しています。それでも改善されないため、今年1月30日付で沖縄県に報告しています。沖縄県から6月に詳細についての回答文書がありましたので、それにつきましては本日午前中に沖縄県宮古事務所に提出いたしました。その中で、皆様のお手元に「農地法・農地法違反事案処理チャート」が配布されていますが、沖縄県は本日提出した書類を受理後、違反転用者に対し今後は沖縄県からの指導となります。

議長 ほかにご発言があればこれを許します。

(発言なしの声あり)

議長 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成29年第8回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 16:37

平成29年8月18日

会 長 野崎 達男

14番委員 奥 浜 健

15番委員 砂川 栄徳